

矯正処遇・再犯防止業務支援システムの更改に
関する調査研究に係る情報提供依頼書（R F I）

令和8年1月

法務省矯正局

目 次

1	依頼の概要	1
2	調達スケジュール（検討中）	1
3	依頼期間	1
4	情報の提供を求める内容	1
5	情報提供に係る留意事項	2
6	情報提供のための資料閲覧	3
7	情報提供のための質問	5
8	留意事項	5

1 依頼の概要

(1) 件名

矯正処遇・再犯防止業務支援システムの更改に関する調査研究に係る情報提供依頼（R F I）

(2) 目的

法務省矯正局では、保有する各種の情報・データを政策立案・評価に活用して再犯防止施策を推進するとともに、情報システムの運用コストを削減していくため、受刑者、被収容少年等の矯正処遇に関連する複数の業務システムを統合し、矯正処遇・再犯防止業務支援システムを設計・開発しました。

現行システムは令和6年度から運用していますが、システム開発のライフサイクルの考え方を踏まえ、現行システムの後継となるシステムへの更改に向けた調査研究業務の外部委託を検討しています。

現行システムが抱える課題の解決を含むシステムの改修・更改を効果的に実施するため、本情報提供依頼で得る情報を元に上記調査研究業務の詳細な内容の検討を進める予定です。

(3) 情報提供を求める範囲

矯正処遇・再犯防止業務支援システム（サブシステムである「A I 活用型領置物品管理システム」を含む。以下同じ。）の更改に関する調査研究の参考となる製品又は技術等の情報

2 調達スケジュール（検討中）

本情報提供依頼により得られた情報を元に調査研究業務の調達を別途計画する予定です。

3 依頼期間

依頼期間は、令和8年1月27日（火）から同年2月20日（金）までとします。

4 情報の提供を求める内容

以下の内容を例示しますが、（3）以下については、全ての情報を網羅することを求めるものではありません。

(1) 参加者（提供者）に関する情報

「会社名」、「組織名」、「所在地」、「担当者名」、「令和7・8・9年度の法務省競争参加資格（全省庁統一資格）」及び「その他特に当局に伝えたいたい事項」（適宜の様式による）

※ 本情報提供を行うための要件に、全省庁統一資格の保持を求めるものではありません。

(2) 上記1（3）に関する情報

(3) 情報通信技術に関する現在の動向

ア 一般社会における技術開発の進捗状況

イ 上記アを踏まえた矯正施設の業務に対して提案可能な開発中の技術

(4) 現行の矯正処遇・再犯防止業務支援システムにおいて、機能を削減又は拡張することが有用と思われる事項

(5) 人材育成や利用者教育等、矯正処遇・再犯防止業務支援システムの利活用を促進するための方策

(6) 矯正処遇・再犯防止業務支援システムの更改に関する調査研究における意見招請手続への参加の有無

5 情報提供に係る留意事項

(1) 資料による情報提供

ア 情報を記載した資料は、原則として電子メールによる提供とします。

記述は日本語とし、専門用語には説明を付してください。

イ 電子データは、原則として Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式又は Microsoft PowerPoint 形式のファイルとし、P D F 形式のファイルと併せて、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処して納品してください。

なお、それ以外のファイルで作成した資料についても同様とします。

おって、その他の資料についても、当局が電子データの提出を求めた場合には、これに応じてください。

ウ 電子メールで送付する場合は、Z I P 形式で圧縮・暗号化し、解除のためのパスワードは、電話により連絡願います。

データ量等により電子メールによる送付が困難な場合は、C D - R O

M等に格納して納品してください。

エ 電子データによる提供が困難な場合は、紙媒体による納品とし、バイ
ンダー式のファイルに、各丁を取り外せる形で編てつしてください。

(2) ヒアリングによる情報提供

ヒアリングによる情報提供を希望する場合は、下記（3）イに電子メー
ルを送信し、その旨連絡願います。

(3) 情報の提供期限等

ア 提供期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで

イ 提供先

法務省矯正局総務課

矯正デジタル化推進室（担当：播磨、黒田、富岡）

住 所 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館
A棟5階

電話番号 03-3592-7432

メ ール kyosei-dx@moj.go.jp

(4) 提供方法

上記（1）に従い、電子メール、持参又は郵送等により提出してください。郵送等で書類を提出する場合は、封筒に「矯正処遇・再犯防止業務支
援システムの更改に関する調査研究に係る情報提供依頼資料在中」と朱書
きし、書留郵便等により提供期限必着で送付してください。

(5) 提出部数

3部（紙媒体の場合）

6 情報提供のための資料閲覧

本情報提供依頼に当たり、以下の手順に従って資料の閲覧を許可します。

(1) 閲覧資料

閲覧の対象となる資料は以下のとおりとします。

閲覧資料	
1	プロジェクト計画書
2	プロジェクト管理要領

3	矯正総合情報通信ネットワークシステムの基本計画策定に関する調査研究等業務成果物
4	矯正処遇・再犯防止業務支援システムの設計・開発及び運用管理等業務成果物（令和4年度）
5	矯正処遇・再犯防止業務支援システムの設計・開発及び運用管理等業務成果物（令和5年度）
6	矯正処遇・再犯防止業務支援システムの設計・開発及び運用管理等業務成果物（令和6年度）
7	矯正処遇・再犯防止業務支援システムの設計・開発及び運用管理等業務成果物（令和7年度）
8	A I 活用型領置物品管理システム設計・開発及び端末等機器整備業務成果物（令和4年度）
9	A I 活用型領置物品管理システム設計・開発及び端末等機器整備業務成果物（令和5年度）
10	A I 活用型領置物品管理システム運用・保守業務成果物（令和6年度）
11	A I 活用型領置物品管理システム運用・保守業務成果物（令和7年度）
12	利用者に対する利用満足度及び改修要望に関するアンケート調査結果
13	変更要望一覧

（2）閲覧手続

資料閲覧を希望する事業者は、あらかじめ上記5（3）イのメールアドレスの担当者に電子メールで連絡を取り、日時等を調整するとともに、必要な指示を受けてください。また、資料を閲覧して得た情報等は、情報提供資料作成以外の用途には決して使用しないこととし、閲覧前に別紙様式
1 「機密保持誓約書」を電子メールにて提出してください。

（3）閲覧時間

- ア 資料閲覧可能期間 情報の提供期限まで
- イ 資料閲覧可能時間帯 午前10時から午後5時まで

（4）閲覧要領

- ア 閲覧資料の閲覧は、パソコンの画面に表示させる方法により実施することとし、具体的な方法は当局の担当者から指示します。

- イ 閲覧資料の内容については、本情報提供依頼に参加し、資料を作成するためには必要な範囲において、記録することができます。閲覧資料の複写・撮影は認められません。
- ウ 閲覧に際し、当局が特に指定した事項がある場合は、それに従ってください。

7 情報提供のための質問

情報提供のための質問については、次に掲げる要領により電子メールにて提出してください。

なお、法務省矯正局に提供した資料等に関し、ヒアリング又は補足資料の提出を求める場合がありますので、当局の指示に従って速やかにこれに応じてください。

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時まで

イ 提出先

上記5（3）イと同じ

(2) 質問書様式

別紙様式2「矯正処遇・再犯防止業務支援システムの更改に関する調査研究に係る情報提供依頼に関する質問書」

8 留意事項

本情報提供依頼における留意事項は以下のとおりとします。

- (1) 情報提供により、以降の調達参加時の評価等に影響はありません。
- (2) 情報提供に係る一切の費用は、参加者（提供者）の負担とします。
なお、必要に応じ追加資料の提供を求めることができます。
- (3) 本情報提供依頼により提供された資料等の扱いは、以下のとおりとします。
 - ア 資料等の返却はしません。
 - イ 資料等は、1（3）に掲げる目的のみに使用します。
 - ウ 資料等は、法務省職員のみ閲覧することとし、それ以外の第三者に対して参加者（提供者）の了解を得ることなく同資料等を開示することは

ありません。

- (4) 本情報提供依頼により知り得た情報については、法務省矯正局においても、別紙様式1「機密保持誓約書」の内容に準じて機密保持いたします。

令和 年 月 日

機密保持誓約書

法務省矯正局総務課矯正デジタル化推進室長 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

当社は、「矯正処遇・再犯防止業務支援システムの更改に関する調査研究に係る情報提供依頼」の情報提供資料を作成するに当たり、下記のとおり機密を保持することを誓約します。

記

第1 (機密情報)

1 本誓約における機密情報とは、次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。

- (1) 本件に関連して貴局から開示を受けた資料の内容に係る情報
- (2) 本件の情報提供資料作成に関して提出した質問に対する回答に係る情報

2 前項にかかわらず、当社が次の各号のいずれかに該当する情報である旨を証明する通知をし、貴局が当該通知の内容が適正であるものと判断した場合には、当社は当該機密情報に係る機密保持義務を負わないものとします。

- (1) 開示の時に既に当社が保有していた情報（既知）
- (2) 開示の時に既に公知であった、又は開示後、当社の責めによらず公知となった情報（公知）
- (3) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなく当社が入手した情報（第三者知得）
- (4) 当社が、機密情報によらず、独自に開発した情報（独自開発）

第2 (機密保持の誓約)

1 当社は、貴局からの書面による事前の承諾を得ることなく、提供された機密情報を第三者に開示、貸与、翻訳依頼及び指定場所からの持ち出し、その他情報が漏えいするおそれのある一切の行為をしないことを約束します。

2 当社は、機密情報を、本件の実施に合理的に必要な範囲内でのみ複製することを約束します。

3 当社は、今回誓約する機密保持義務を遵守するため、合理的な安全保証の予防措置を実施します。

4 当社は、当該機密情報を知る必要のある自己の組織に所属する本件に関与する社員のみに開示するものとします。

5 当社は、機密情報漏えい事案が発生した場合には、直ちに、貴局への事実報告及び当該機密情報を回収するために必要な措置を講じ、被害を最小限に抑えるよう最大限の努力を払います。

第3 (目的外使用の禁止)

当社は、貴局からの書面による事前の承諾を得ることなく、機密情報を本件以外の一切の目的に使用しません。

第4 (機密情報の廃棄等)

当社は、本件に係る情報提供の期限が到来した時又は貴局から要求があった場合には、機密情報及びその複製物を直ちに廃棄し、又は返還します。

第5 (異動等の後の機密保持)

当社は、開示を受けた機密情報については、本件に係る情報提供資料を提出した後も、貴局からの書面による合意を得ることなく開示し、又はいかなる用途でも使用しません。また、本件に関与する社員が現在の役職から異動又は退職した場合も同様です。

第6 (損害賠償)

本誓約書に違反して、貴局の機密情報を開示、漏えい又は使用した場合、法的な責任を負担することを確認し、これにより貴局が被った相当因果関係内の範囲の損害を賠償することを約束します。

矯正処遇・再犯防止業務支援システムの更改に関する
調査研究に係る情報提供依頼に関する質問書

日付 令和 年 月 日
会社名
所在地
担当者
電話
メール

項目番号	区分	該当ページ	質問事項

用紙規格：A4 縦長横書き

矯正処遇・再犯防止業務支援システムの更改に関する 調査研究に係る情報提供依頼に関する質問書（記載例）

項目番号	区分	該当ページ	質問事項
1	仕様書 1 (1)	1 ページ	<p>「〇〇〇〇」の△△△△について</p> <p>質問の表題を記載</p> <p>〇〇〇〇について△△△△を指定しているが、×××は□□□であるため、☆☆☆☆と同様の意味であると解釈してよいか確認したい。</p> <p>質問内容を 簡潔に記載</p>

用紙規格：A4 縱長横書き